



e-Invoicing

Highlights from your advisers

Based on the IRBM's e-Invoice Guideline (Version 3.0), e-Invoice Specific Guideline (Version 2.2), General FAQ dated 28 June 2024



3 July 2024

KPMG in Malaysia

IRBM's e-Invoice Guideline (Version 3.0)



IRBM's e-Invoice Guideline (Version 3.0)

2024 年 4 月 6 日に公表された e-Invoice Guideline (Version 2.3) の更新版として、e-Invoice Guideline (Version 3.0) が 6 月 28 日に公表されました。主な変更点は次のとおりです。

Source for the Guideline: Official portal of [IRBM](#)

e-Invoice の適用

e-Invoice の適用が、従前の「商業活動を行う全ての納税者」という表現から、「マレーシアの全ての人」という表現に言い換えられた。

e-Invoice の適用除外

e-Invoice の適用が除外される取引のリストに以下が追加された。

- a) マレーシアまたは他の国の証券取引所またはデリバティブ取引所で取引される証券またはデリバティブの売買契約
- b) マレーシア国内または国外で設立され、証券取引所に上場されていない会社の株式の処分（ただし、処分者が企業、LLP、信託団体、協同組合である場合を除く）

検証された e-Invoice のデータ形式または文書形式での共有

検証された e-Invoice をバイヤーと共有するには実務的な課題があることから、サプライヤーは検証された e-Invoice をデータ形式（XML または JSON）もしくは文書形式（QR コードの付与）でバイヤーと共有することが認められた。

検証

納税者が送信した e-Invoice は、MyInvois システム内でマレーシア歳入庁（IRB）が規定するデータフィールドの要件、形式、基準に準拠しているか、検証される。検証ルールの詳細については、[SDK](#) および [SDK FAQ](#) を参照のこと。

IRB と関税局（RMCD）の間の e-Invoice 情報共有

e-Invoice Guideline (Version 3.0) の Appendix 1 に規定される e-Invoice の要件は、主要な税法の規定を考慮に入れている。

所得税法 138 条(4)項(aa)にしたがい、納税者により MyInvois システムに送信された情報は、RMCD と共有される。

さらに、文書形式での e-Invoice が認められたことから、納税者は売上税やサービス税など他の法令目的で要求される事項を当該文書に含めることが推奨される。

e-Invoice の記載事項 (Appendix 1)

e-Invoice の記載事項 (Appendix 1) の変更点は次のとおり。

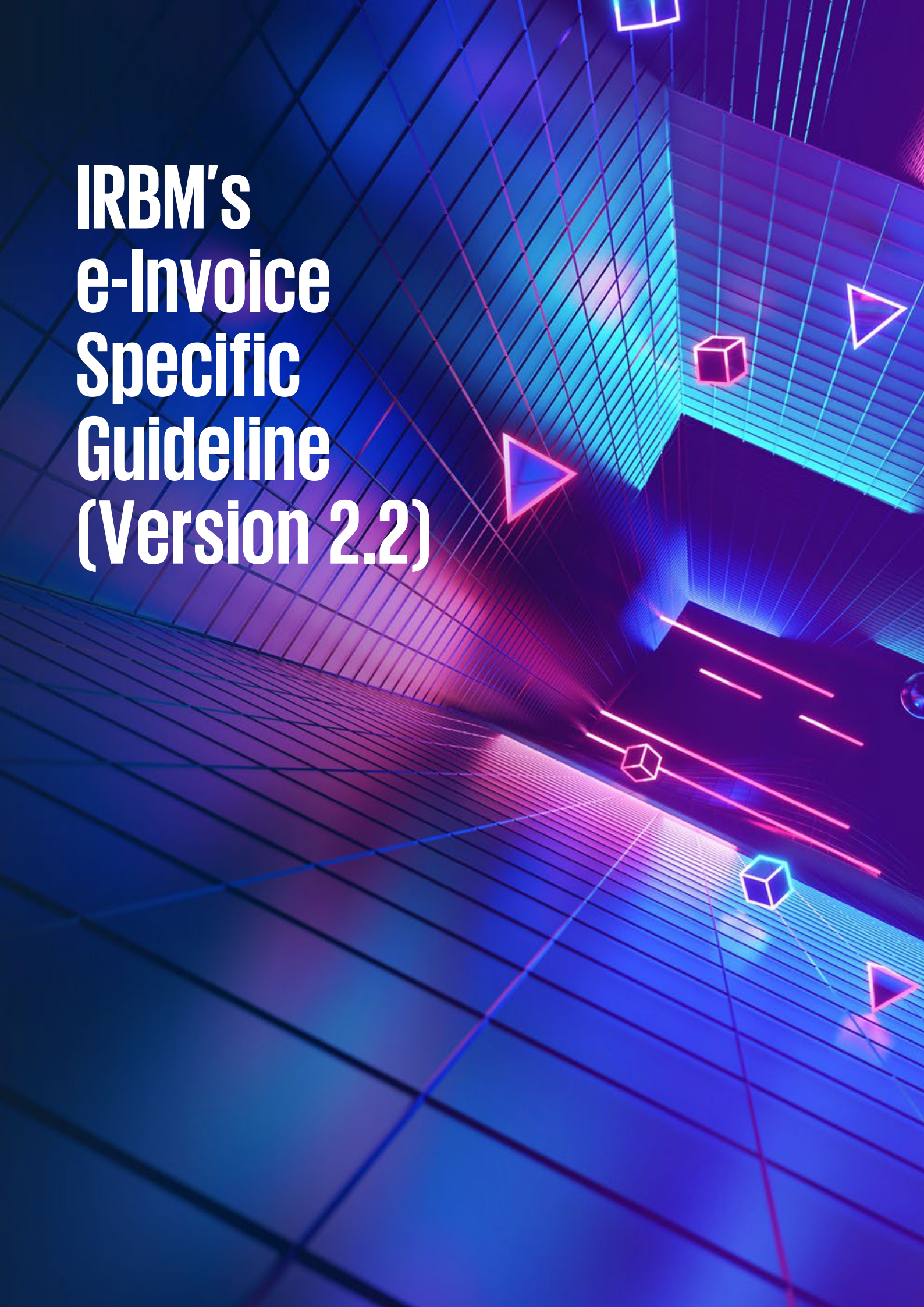
No.	区分	カテゴリー	フィールド名	特記事項
1.	変更	Supplier's Details	Supplier's Registration / Identification Number / Passport Number	マレーシア企業委員会 (SSM) に登録している場合は、新しい 12 桁の事業登録番号のみを入力する。
2.	変更	Buyer's Details	Buyer's Registration / Identification Number / Passport Number	他の機関に登録している場合は、関連する登録番号を入力する。
3.	変更	Invoice Details	Original e-Invoice Reference Number	「オリジナルの e-Invoice に遡れるまで」という文言が削除された。

e-Invoice の追加記載 事項 (Appendix 2)

e-Invoice の追加記載事項 (Appendix 2) の変更点は次のとおり。

No.	区分	カテゴリー	フィールド名	特記事項
1.	変更	Annexure	Shipping Recipient's Name	従前は必須項目であったが、オプション項目に変更。
2.	変更	Annexure	Shipping Recipient's Address	従前は必須項目であったが、オプション項目に変更。
3.	変更	Annexure	Shipping Recipient's TIN	従前は必須項目であったが、オプション項目に変更。
4.	変更	Annexure	Shipping Recipient's Registration Number / Identification Number / Passport Number	従前は必須項目であったが、オプション項目に変更。 マレーシア企業委員会 (SSM) に登録している場合は、新しい 12 桁の事業登録番号のみを入力する。 他の機関に登録している場合は、関連する登録番号を入力する。

IRBM's e-Invoice Specific Guideline (Version 2.2)



IRBM's e-Invoice Specific Guideline (Version 2.2)

2024 年 4 月 6 日に公表された e-Invoice Specific Guideline (Version 2.1) の更新版として、e-Invoice Specific Guideline (Version 2.2) が 6 月 28 日に公表されました。主な変更点は次のとおりです。

Source for the Guideline: Official portal of [IRBM](#)

Self-billed e-Invoice

従前の「（ビジネスを行っていない）個人からの物品・サービスの取得」との記述を、「（ビジネスを行っていない）個人との取引」に言い換え。

次の場合も self-billed e-Invoice を発行するケースに追加された。

- 保険会社が支払う保険金、補償、給付金

上記に従い、保険会社（バイヤー）はサプライヤーの役割を担い、保険契約者／受益者（サプライヤー）に対して self-billed e-Invoice を発行する。

検証された self-billed e-Invoice をサプライヤーと共有するには実務的な課題があることから、バイヤーは検証された e-Invoice をデータ形式（XML または JSON）もしくは文書形式（QR コードの付与）でサプライヤーと共有することが認められた。

Self-billed e-Invoice の集約

保険会社から個人（ビジネスを行っていない）へ支払われる保険金、補償、給付金については、self-billed e-Invoice を集約することが認められた。

定期的な明細書または請求書

サプライヤーは請求月の末日（従前は請求期間の末日）から 7 暦日以内に consolidated e-Invoice を作成し、IRB へ送信しなければならないことが明確にされた。

一般税務番号のリスト (Appendix 1)

一般共通の税務番号（“EI000000000010”）は、consolidated self-billed e-Invoice におけるサプライヤーの税務番号に適用される。

海外の物品受領者の税務番号が不明な場合、海外バイヤー／海外物品受領者の税務番号（“EI000000000020”）が適用される。

IRBM's FAQs

Based on the IRBM's General FAQ (updated
28 June 2024)



IRBM's e-Invoicing General FAQ

2024 年 6 月 28 日、IRB は一般 FAQ を更新しました。一般 FAQ は、self-billed e-Invoices、consolidated e-Invoices、クロスボーダー取引、バウチャー、委託取引などについて、e-Invoice の取り扱いを明確化するものです。

なお、特定の事業（Insurance and Takaful、Healthcare、Tourism、Aviation、Financial Services、Stockbroking and Unit Trust）の FAQ については、英語版をご参照ください。

一般 FAQ の主な変更点は次のとおりです。

Source for the FAQ: Official portal of [IRBM](#)

海外サプライヤー／海外バイヤーのための一般または特定税務番号

海外サプライヤー／海外バイヤーが税務番号を有しているか否かを確認する責任は、納税者にあることが明確にされた。

一般税務番号（General TIN）は、海外のサプライヤー／バイヤーが税務番号を有していない場合に、納税者が e-Invoice / self-billed e-Invoice を容易に発行できるようにするためのものである。

リアルタイム検証

IRB による e-Invoice の検証は、一般的に 2 秒以下で行われる。

複数のオリジナル e-Invoices に対する Credit Note 等の発行

状況に応じて、1 つの credit note / debit note / refund note を発行することで、複数のオリジナル e-Invoices を調整できることが明確にされた。

consolidated e-Invoices についても調整可能であることが明確にされた。

入居者が公共料金を支払うが、家主名義で請求書が発行される場合

入居者が自分名義での公共料金の請求書発行を要求できない場合、以下も入居者による支払いに含まれる。

- 家主が発行する e-Invoice（家主がビジネスを行っている場合）、もしくは
- 場合により、入居者が発行する self-billed e-Invoice（家主がビジネスを行っていない場合）

バウチャーの販売／配布時の e-Invoice

無料で提供されるバウチャーや、払い戻し可能なバウチャーには、e-Invoice は不要である。払い戻し可能なバウチャーの有効期限が切れた場合、期限切れの時点で e-Invoice の発行が必要となる。

販売されたバウチャーが払い戻し不可の場合、e-Invoice の発行が必要となる。払い戻し不可のバウチャーの有効期限が切れた場合、期限切れの時点での e-Invoice の発行は不要である。

バウチャー引き換え時の e-Invoice

払い戻し可能、払い戻し不可のいずれのバウチャーも、利用時に e-Invoice の発行が必要となる。

払い戻し可能なバウチャーが使われた場合、請求書の「税抜き合計額」は取引合計額と一致しなければならない。払い戻し可能なバウチャー金額は、オプション項目である「前払い」に含めることができる。

払い戻し不可のバウチャーが使われた場合、請求書の「税抜き合計額」は取引の未決済残高と一致しなければならない。

物品の輸入に対する Self-billed e-Invoice

該当する場合、合意されたインコタームズに従って適用される追加料金が、「その他の料金の詳細」フィールドに含まれることが明確にされた。

エージェント等への支払い に対する Self-billed e- Invoice

self-billed e-Invoices の発行は、エージェント等に提供する文書（明細書など）に従って、一貫して適用される限り、発生ベースもしくは支払ベースのいずれも認められる。

委託契約

委託契約の慣行に従い、受託者が物品を販売／消費した時点で、委託者は e-Invoice を発行する必要がある。

直送取引

物品がマレーシアに輸入されない直送取引の場合、self-billed e-Invoice の発行は、外国のインボイスがマレーシアの納税者の会計システムに記録された時点で行う。

“Reference Number of Customs Form No.1, 9 etc.” フィールドは適用されない。

Reference Number of Customs Form No. 1,9, etc.のデータ フィールド

マレーシアに物品が輸入されない場合（マレーシア国内での輸送など）“Reference Number of Customs Form No.1, 9 etc.”フィールドは適用されない。

e-PAM(Pre-Alert Manifest)システムで申告された低価値物品の場合、e-PAM 参照番号を当該フィールドに記載する。

輸入物品について、複数の税関申告書参照番号を当該フィールドに含めることができる。詳細は [SDK](#) を参照のこと。

中小企業（MSMEs） による consolidated e-Invoice の発行 s

所得税法 82 条(1)項(b)に従い、年間の物品販売額が RM150,000 超、またはサービス提供が RM100,000 超の MSME s は、全ての取引についてシリアル番号付きの領収書を発行しなければならない。これらの MSMEs は、IRB の検証用に、領収書の参照番号を consolidated e-Invoice に含めなければならない。

上記の基準を下回る MSMEs は領収書を発行する必要はなく、月間売上を consolidated e-Invoice の 1 行に集約することができる。

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor Bahru

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +603 7721 3388
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



www.kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.